

奈良県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六九号
- 三 道路の区域

区 間		区域変更 の前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
吉野郡下北山村大字前 鬼一一五番二地内		前	後	八・七 ゝ 一八・四	一三九・二	
				九・二 ゝ 四〇・九	一三九・二	